

熊本県環境影響評価条例施行規則について

1. 背景

環境影響評価とは、開発事業を行うにあたって、当該事業が環境にどのような影響を及ぼすかを事業者自らが調査・予測・評価し、その結果を公表して国民、行政等から意見を聴くことによって、環境に配慮した事業計画の策定及び実施につなげるプロセスのことであり、環境政策を推進するうえで、極めて重要な制度である。

本県における環境影響評価制度としては、平成12年に熊本県環境影響評価条例（以下「条例」という。）を制定しており、環境影響評価法（以下、「法」という。）と一体となって環境保全に配慮した事業の実施を確保してきた。

今般、脱炭素社会の実現に向け再生可能エネルギーの最大限の導入が速やかに求められる状況を受け、国においては法対象事業の一つである風力発電事業の規模要件を法対象となって以来の事例の蓄積等、最新の知見に基づき、他の対象事業との公平性の観点も踏まえ、「2. 法施行令の改正内容」のとおり改正を行った。

この改正を受け、熊本県環境審議会は、令和4年（2022年）2月28日に熊本県知事から条例施行規則における取扱いについて諮問を受けた。

2. 法施行令の改正内容

（1）施行令公布日

令和3年（2021年）10月4日

（2）施行令施行日

令和3年（2021年）10月31日

（3）改正内容

《改正前》

第一種事業：出力 10,000kW以上

第二種事業：出力 7,500kW以上10,000kW未満

《改正後》

第一種事業：出力 50,000kW以上

第二種事業：出力 37,500kW以上50,000kW未満

3. 審議経過

- R4. 3. 22 第68回熊本県環境審議会
- ・条例施行規則改正の検討について、熊本県環境影響評価条例施行規則検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し審議することとする。
 - ・検討委員会の委員の指名
- R4. 3. 22 熊本県環境審議会会長から検討委員会委員長あて付議
- R4. 4. 25 第1回検討委員会
- ・事務局より改正内容を説明
 - ・改正事項の検討
- R4. 5. 16 第2回検討委員会
- ・事務局より改正内容を説明
 - ・改正事項の検討
- R5. 3. 22 第69回熊本県環境審議会
- ・検討委員会での審議結果について報告

4. 審議結果

今般、上記のとおり法施行令が改正されたが、当県においては次の理由により現行の条例施行規則における風力発電事業の規模要件（5, 000kW）を維持することが適当であるとの結論に達した。

- （1）風力発電事業に起因する主な環境影響として、騒音や鳥類への影響（バードストライク等）、コウモリ類への影響（バットストライク等）、土地改変による影響（動植物の生息地及び生育地の変化等）、景観への影響等が挙げられるが、これらの影響に係る苦情は比較的小規模の事業についても出される場合があることから、環境影響評価手続きの中で適切に調査、予測及び評価を行う必要があること。
- （2）現行の条例施行規則における風力発電事業の規模要件は、国が実施した騒音及び低周波音の調査結果（5, 000kW以上の風力発電事業で騒音等の苦情発生割合が急増する）等を参考に設定したものであり、一定の根拠があること。

- (3) これまで条例施行規則における風力発電事業の規模要件は法施行令に定める第一種事業の規模要件の2分の1となっていたが、これに合わせて条例施行規則における規模要件を25,000kW(第一種事業の規模要件50,000kWの2分の1)に改正した場合、従来条例に基づく環境影響評価手続きの対象であった県内事業の3分の1が対象から外れることとなり、県民への説明などのコミュニケーションや環境保全措置の担保等の面で影響が生じることが懸念されること。
- また、県内で計画中の風力発電事業に対する懸念の声が上がっていること等を踏まえると、法施行令に合わせた規模要件の緩和は県民の不安を助長することにつながるものと危惧されること。